

平成 25、26 年度に国が行った環境基準等に関する変更と それに伴う平成 27 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）の 主な変更点

平成 25、26 年度に国が行った環境基準等に関する変更

(1) 公共用水域及び地下水に係る水質環境基準測定方法等の改正

水質環境基準等で引用している日本工業規格(JIS)K0102は、平成25年9月に改正され、分析技術の向上及び新たなニーズである環境配慮に対応した分析方法(「流れ分析法」等)が導入された。この改正を受け、同規格の改正内容のうち、公定分析法への導入が適当であるものを公定分析法に適用するため、平成26年3月20日付け環境省告示第39号(公共用水域)及び第40号(地下水)等により、公共用水域及び地下水に係る水質環境基準測定方法等の告示の改正が行われた。

(2) トリクロロエチレンに係る水質環境基準値の見直し(裏面参照)

平成26年11月17日付け環境省告示第126号(公共用水域)及び第127号(地下水)により、水質環境基準健康項目のうちトリクロロエチレンについて、基準値が「0.03mg/L以下」から「0.01mg/L以下」に見直された。

国が行った環境基準等の変更に伴う

平成 27 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）の主な変更点

(1) 「別表 1-3 測定方法、環境基準値等一覧表」(公共用水域)及び「別表 2-5 測定方法、環境基準値等一覧表」(地下水)の変更点

(例)

- ・全シアン、六価クロム、ふっ素等の測定方法に「流れ分析法」を追加する。
- ・トリクロロエチレンについて、環境基準値を「0.03mg/L以下」から「0.01mg/L以下」に修正し、報告下限値を「0.002mg/L」から「0.001mg/L」に修正する。

トリクロロエチレンの報告下限値については、国から示されている事務処理基準に基づき、水質測定計画で、従来から基準値の1/10以下に設定している。基準値の見直しに伴い、平成27年度から報告下限値を「0.002mg/L」から「0.001mg/L」に見直す。

(2) 「別表 1-4 環境基準値及び評価方法」(公共用水域)の変更点

- ・トリクロロエチレンの環境基準値を「0.03mg/L以下」から「0.01mg/L以下」に修正する。

環水大水発第 1411171 号
 環水大土発第 1411171 号
 平成 26 年 11 月 17 日

都道府県知事
 水質汚濁防止法政令市長 殿



環境省水・大気環境局長

水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行について

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条に基づく環境基準については、平成 26 年 11 月 17 日に「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成 26 年環境省告示第 126 号）及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成 26 年環境省告示第 127 号）が公布及び施行されたところである。

これらの改正は、有害物質による公共用水域及び地下水（以下「公共用水域等」という。）の汚染に適切に対応するため、健康影響等に係る新たな科学的知見や公共用水域等における検出状況等に基づき、公共用水域等の水質汚濁に係る環境基準のうちトリクロロエチレンについて基準値を見直したものである。

環境基準の達成のために必要な措置については、今後国においても順次講じていくこととしているが、貴職におかれども、下記事項に留意の上、これらの環境基準が維持達成されるよう有効かつ適切な施策の推進を図らねばならない。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 改正の経緯

トリクロロエチレンについては、現在得られている健康影響等の科学的知見や公共用水域等における検出状況等を踏まえて、水環境の汚染を通じ人の健康に影響を及ぼすおそれがあり、水質汚濁に関する施策を総合的かつ適切に講ずる必要があると考えられる物質として、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準（以下「水質環境基準健康項目」という。）の基準値が定められている。

平成 22 年 9 月に食品安全委員会において、トリクロロエチレンの耐容一日摂取量（TDDI）が $1.46 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日と評価されたことを踏まえ、平成 23 年 4 月の

水道水質基準の改定においては、WHO の飲料水水質ガイドライン第 3 版 1 次追補において示された飲料水の直接経口摂取以外の入浴時における吸入ばく露及び経皮ばく露量を考慮し、トリクロロエチレンの水質基準値が「 $0.03\text{mg}/\text{L}$ 以下」から「 $0.01 \text{mg}/\text{L}$ 以下」へと強化された。

このような動きを踏まえ、平成 25 年 12 月より、中央環境審議会水環境部会環境基準健康項目専門委員会において、水道水質基準の改定等を踏まえたトリクロロエチレンの水質環境基準健康項目の見直しについて検討が行われ、平成 26 年 9 月 11 日開催の中央環境審議会水環境部会における最終的な審議を経て、同日、中央環境審議会から環境大臣に対して答申「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて（第 4 次答申）」がなされた。

2. 新たな基準値

今般の答申を踏まえ、水質環境基準健康項目のうち、トリクロロエチレンの基準値について、現行の「 $0.03\text{mg}/\text{L}$ 以下」から「 $0.01\text{mg}/\text{L}$ 以下」とした。

3. 測定方法

従来どおり「日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法」とする。

4. 留意事項

トリクロロエチレンに係る平成 26 年度の環境基準の達成状況については、平成 26 年度の年間の総検体の測定値（基準値改正前の測定値を含む。）の平均値を新基準値（ $0.01\text{mg}/\text{L}$ 以下）に照らして評価することとする。

なお、従来どおり、水質汚濁防止法第 16 条第 1 項の測定計画の策定に当たっては、年間を通じた公共用水域等の水質汚濁の状況が的確に把握できよう配慮されたい。また、「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」（平成 13 年 5 月 31 日環水企第 92 号）に基づき、適切に公共用水域等の常時監視を実施されたい。